

地方独立行政法人市立大津市民病院職員の退職手当に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院引継職員の退職手当に関する規程の適用を受ける職員以外の職員（再雇用職員、嘱託職員及び契約職員を除く。以下「職員」という。）の退職手当に関して必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規程で、次の各号に掲げる用語の内容及び意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)この規程において退職とは、依願、定年、死亡、解雇等その発生事由のいかんにかかわらず、職員と地方独立行政法人市立大津市民病院との雇用関係が消滅することをいう。

(2)給料には、第 18 条第 1 項に定める退職手当の調整額を含むものとする。

(3)給料月額 職員が休職、停職、減給その他の理由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額をいう。

(4)退職日給料月額 退職の日におけるその者の給料月額をいう。

(5)通勤 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。

(6)国家公務員等 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。）、地方公務員又は国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他理事長が定める法人の職員をいう。

2 基礎在職期間とは、その者に係る退職（第 21 条第 2 項又は第 26 条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの若しくはこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 20 条第 5 項の国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 21 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に

職員又は第 20 条第 5 項の国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1)職員としての引き続いた在職期間

(2)第 20 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国家公務員等としての引き続いた在職期間

(退職手当の支給)

第 3 条 第 1 条に規定する職員に対し、この規程で定めるところにより退職手当を支給する。

2 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

3 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の受給手続)

第 4 条 傷病(業務上の傷病を除く。)により退職した者又は死亡により退職した者の遺族が退職手当の支給を受けようとするときは、次の書類を理事長に提出しなければならない。

(1)第 4 条第 1 項に規定する遺族であることを証する戸籍謄本その他必要な書類(退職後請求までの間において作成されたものでなければならない。)

(2)傷病による退職手当の支給を受けようとするときは、理事長が指定する医師の診断書

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1)配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3)前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の額)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条まで及び第15条から第17条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第18条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第9条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかか

わらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 8 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者（定年により退職した者又はその非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 9 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者（定年により退職した者又はその非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 10 条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる算定割合からイに掲げる算定割合を控除した算定割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前 3 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する算定割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する算定割合

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 11 条 第 9 条第 1 項に規定する者のうち、定年に達したことにより退職することとなる日から 1 年前までに退職した者であつて、その勤続期間が 20 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
------------------------	---------	---

		の差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第10条第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第10条第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第10条第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨による退職の基準)

第 13 条 勸奨による退職の基準は、就業規則第 25 条に規定する定年に達したことにより退職することとなる日から 1 年前までに退職する者でその年度の末日において 20 年以上勤続する 45 歳以上（医師又は歯科医師にあっては 50 歳以上）のものを対象として申出期間を定めて行う希望退職の募集とする。

第 14 条 前条の希望退職者の募集は、次に掲げる職員に対し行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務地の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務地に属する職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第 11 項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第 9 項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8) 第 12 項の規定による通知の予定時期

(9) 第 7 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規程で定める事項

3 理事長は、募集実施要項に前項第 5 号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第 1 項第 2 号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 理事長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 理事長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

6 理事長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

7 理事長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 理事長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(2) 第21条第1項の規定による懲戒解雇又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は、職員に対し、これらを強制してはならない。

11 理事長は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後第21条第1項の規定による懲戒解雇又はこれに準ずる処分を受けた場合



(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

13 理事長は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

14 理事長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下「認定応募者」という。)が第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日(以下この項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 理事長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第 21 条第 1 項に該当するに至ったとき。

(2) 第 21 条第 2 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載され、若しくは第 13 項若しくは前項の規定により認定応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前 2 号に掲げるときを除く。)

(4) 第 9 項の規定により応募を取り下げたとき。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 15 条 第 7 条から第 9 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 16 条 第 10 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 10 条第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 17 条 第 11 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 15 条	第 7 条から第 9 条まで	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 9 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 9 条の
第 16 条	第 10 条第 1 項の	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 11 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ

	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 16 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
第 16 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額
	第 10 条第 1 項第 2 号イ	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2)を乗じて得た額の合計額

	当該割合	当該第 11 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
--	------	----------------------------------

(退職手当の調整額)

第 18 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第 18 条の規定による休職(業務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、就業規則第 53 条の停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次項で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)に応じて当該各月に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 70,400 円
- (2) 第 2 号区分 65,000 円
- (3) 第 3 号区分 59,550 円
- (4) 第 4 号区分 54,150 円
- (5) 第 5 号区分 43,350 円
- (6) 第 6 号区分 32,500 円
- (7) 第 7 号区分 27,100 円
- (8) 第 8 号区分 21,700 円
- (9) 第 9 号区分 零

2 前項の休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 就業規則第 20 条第 1 項の許可を受けて現実に業務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第 3 号に規定する現実に業務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 就業規則第 49 条第 1 項の育児休業により現実に業務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた第 1 項各号に掲げる職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等か

ら順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 地方独立行政法人市立大津市民病院職員の育児休業等に関する規程第14条の規定による育児短時間勤務により現実に業務に従事することを要しない期間のあつた休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(4) 第1号、第2号及び第3号に規定する事由以外の事由により現実に業務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に業務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。)退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第2条第2項第2号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における前項及び次項の規定の適用については、その者は、理事長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた業務と同種の業務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた業務と同種の業務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた業務と同種の業務に従事する職員(当該従事してい

た業務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める業務に従事する職員)

4 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

5 前項(第3項の規定により同項及び次項に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

6 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

7 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1)退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2)退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3)自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4)自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

8 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(退職手当の額に係る特例)

第19条 第9条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360

(3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450

(4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定による給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とする。

（勤続期間の計算）

第 20 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第 21 条第 1 項に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前 3 項の規定による在職期間のうち、休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（その月数に 1 未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てるものとする。）を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員等（国立大学法人その他理事長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間（国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。）を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、前各号の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、地方公共団体、国立大学法人その他理事長が定める法人（以下「国等」という。）から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）はその者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間が 1 年未満である場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 6 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は第 8 条第 1

項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第21条 退職手当は、就業規則第54条第5項の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第22条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合における同法の規定による給付は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額が同法の規定による給付の額に満たないときは、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第23条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対し、まだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第24条 理事長は、退職した者に対し、まだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。



2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2)一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

(退職手当の返納)

第25条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、退職手当の支給決定を取り消し、その支給をした退職手当の金額を返還させることができる。

2 前項の規定により退職手当を返還させる場合には、その旨を記載した書面で通知するものとする。

(国家公務員等となった者の取扱い)

第26条 職員が引き続いて国家公務員等となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(委任)

第27条 この規程に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表 (第18条関係)

1 平成29年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	(1)平成29年4月1日以後適用されている地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程(以下「平成29年4月以後の給与規程」という。)の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2)前号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの
-----------	---

<p>第2号 区分</p>	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち副院長、院長補佐又は局長の職務であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3)前2号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
<p>第3号 区分</p>	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち次長の職務であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(4)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(5)前4号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
<p>第4号 区分</p>	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は3級であったもののうち診療部長、診療科部長、所長又は室長の職務であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(3)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(4)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(5)前4号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
<p>第5号 区分</p>	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち課長補佐の職務であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(3)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(4)前3号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
<p>第6号</p>	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(1)の適用を受けてい</p>

区分	<p>た者でその属する職務の級が3級又は2級であったもののうち医長の職務であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3)前2号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(3)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(4)前3号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2)平成29年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3)平成29年4月以後の給与条例の事務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4)前3号に掲げる者に準ずる者として理事長の定めるもの</p>
第9号区分	<p>第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

## 附 則

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第7条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第19条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2条」とする。

第3条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第10条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第 4 条 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 9 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 条の規定の例により計算して得られる額とする。